

「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」
議事録

日 時： 平成 25 年 6 月 28 日（金） 17:00～17:35

場 所： 諫早商工会館 3 階大ホール

出席者： 国 植田河川部長、森川河川調査官、藤本河川計画課長
門間長崎河川国道事務所長

県 石塚副知事

流域市町村 宮本諫早市長

司会)

皆様おそろいでございますので、只今より本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます、九州地方整備局河川部の森川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご参加の皆様方並びに報道関係の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては円滑な運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料のクリップをはずしていただきますと、会議次第、一枚ものでございます。配席表、一枚ものがございます。このほか資料につきましては右肩に番号を振ってございます。

「資料－1」といたしまして、本日の「出席者名簿」。

「資料－2」といたしまして、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約。

「資料－3」といたしまして、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方」。

「資料－4」といたしまして、「関係住民からの意見を聴く場に寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」。

資料が厚いため、クリップ止めの資料とは別にしておりますが、

「資料－5」といたしまして、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」

「資料－6」といたしまして、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案 資料」

「参考資料－1」といたしまして、第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議配布資料より「個別ダム検証の進め方」。

「参考資料－２」といたしまして、「学識経験を有する者及び関係住民からの意見を聴く場の概要」

「参考資料－３」といたしまして、本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案のうち「報告書（素案）」からの変更ページ。

「参考資料－４」といたしまして、「関係地方公共団体の長への意見聴取資料について」

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日のご出席の方々につきましては、先ほど資料の１でご紹介しているとおりでございますが、長崎県からは石塚副知事様、諫早市から宮本市長様にご出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、九州地方整備局の植田河川部長よりご挨拶を申し上げます。河川部長よろしく申し上げます。

河川部長)

本日は、大変お忙しい中、長崎県からは石塚副知事様、また、諫早市からは宮本市長様にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。前回の第２回の検討の場におきまして、本明川ダム案が最も有利であるという総合評価の結果をお示しいたしまして、皆様からいろいろなご意見を頂いたところでございます。それを受けまして、報告書の素案というのを作成し、これに対し、６月１２日に学識経験を有するの方々のご意見を承りました。また、６月１５日、１７日の両日には、諫早市内の関係住民からのご意見をお伺いし、あわせまして６月１７日まで紙面によるパブリックコメントで意見募集を行いました。本日は、これらのご意見につきまして、検討主体としての考え方をとりまとめてまいりましたので、そのご報告をさせていただきますとともに、全体３回の「検討の場」を通じまして、総括的にいろいろなご意見をいただきたく思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

司会)

ありがとうございました。それでは、３．の議事に入りたいと思います。

本日の検討内容につきまして、九州地方整備局藤本河川計画課長より、説明をお願いいたします。

河川計画課長)

河川計画課長の藤本でございます。よろしく申し上げます。私から、本日行います内容について説明させていただきます。お手元の「参考資料－１」をご覧ください。前回までの「検討の場」では、黄色枠の範囲の検討を進めて参りました。その後、前回の検討の場でご説明したとおり、これまでの検証に係る検討を踏まえた「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、その内容について、青線で示しております「学識経験を有する者」「関係住民」への意見聴取を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

また、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」については、「学識経験を有する者」と「関係住民」の意見聴取の結果を踏まえ「検討報告書（原案）案」を作成し、本日の「参考資料－５」としております。今後、赤線で示しておりますが、「関係地方公共団体の長」への意見聴取を行うこととなりますので、その内容についても説明させていただきます。

以上で説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。では、議事に入ります。１）「学識経験を有する者、関係住民への意見聴取の結果」について、長崎河川国道事務所の門間所長より説明をお願いいたします。

長崎河川国道事務所長)

長崎河川国道事務所長の門間です。

まず、「参考資料－２」の１ページ目をご覧ください。

学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取につきましては、前回の検討の場でしめしました「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で実施を行っております。

まず、学識経験を有する者からの意見聴取の概要でございます。意見聴取の場を６月１２日に開催しまして、４名の学識者から意見聴取を実施しました。

次に２ページをご覧ください。

関係住民からの意見聴取は、長崎県内に在住の方を対象に６月１５日と６月１７日の２日間、諫早市高城会館にて実施しました。また、当日の都合により発表できない方や長崎県外の在住の方にも意見を頂く機会としまして紙面による意見募集も行いました。

次に３ページをご覧ください。

意見聴取は公聴会方式で行いまして、合計６名の方からご意見をいただきました。ま

た、紙面による提出は、5名の方から頂いているところでございます。

続きまして、「資料—3」の学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方について、で説明させていただきます。資料—3をご覧ください。

4名の学識者からいただいたご意見については、1ページから6ページまでの左欄に整理し、右欄に検討主体の考え方を示しているところでございます。

1ページ目をご覧ください。

学識者から頂いたご意見について、それぞれご説明させていただきます。

鴨川 誠（かもがわまこと）先生からでございます。

本明川ダム予定地には、貴重な動植物が存在しているが、これまでに保護保全対策の検討をし、対策を行ってきている本明川ダム案が最良。との主旨の意見を頂いております。

次2ページ目でございますが。

森 泰一郎（もりたいいちろう）先生からでございますが、

コストが高くて大村湾への放水路案がよい。コストだけで評価を行うものではないという主旨の意見がございました。

これに対します検討主体の考え方としては、「検証要領細目では、概略評価によって抽出した治水対策案について7つの評価軸について評価を行った上で、河川整備計画における目標と同程度の「安全度」を確保することを基本として、「コスト」を最も重視し、また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認し、最終的には、環境や地域への影響を含め、全ての評価軸により、総合的に評価することが規定されており、この規定に基づき検討を行っている。」と記載しております。

次3ページ、4ページ目をご覧ください。

野口正人（のぐちまさと）先生からのご意見でございます。

3ページ目に流域委員会で2年にわたる議論により多数の委員に賛同を得た事実とすでに地域に影響を与えていることを重く受け止めるべき。また、水道事業の撤退はあったが、河川整備計画を策定した過程の検討に沿うものであり、環境影響評価を踏まえつつ、検討されており、本明川ダム案が妥当とのご意見をいただいています。

4ページ目でございます。河川管理の流域内の問題は流域内で解決することが基本。といった主旨のご意見をいただいています。

5ページ、6ページをご覧ください。

高橋和雄（たかはしかずお）先生からのご意見でございます。

まず、5ページ目でございます。検証要領細目に基づいて適切に検討が実施されている。東日本大震災での減災対策が改めて重要視されたことを踏まえ、本明川流域でのソフト対策について可能であれば報告書に記載してほしい。という意見をいただいています。

また、6ページでは、ダムは洪水調節機能により洪水の到達時間を遅らせる効果があ

るため、洪水到達時間が短く、下流部では急激に水位が上昇する本明川では有効である。といった主旨のご意見をいただいております。これについて、ソフト対策に関するご意見に対し、新たに、ソフト対策の取り組みについて、報告書（原案）案の2-28ページに記載しているところがございます。

内容については、「本明川における洪水被害の防止や迅速な避難に役立つ水位雨量情報、映像情報を迅速かつ正確に住民へ提供。さらに、自治会で行う防災マップづくり、小学生とまちを一緒に歩いて行う防災マップづくり、洪水や防災に関する出前講座を住民の意識向上のために実施している。」という旨の記載を行っております。

以上で、「学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方」についての説明を終わらせていただきます。

続きまして「資料-4」をご覧ください。

関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見とそれに対する検討主体の考え方について説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。

学識経験を有する者の場合と同じように、左側に関係住民から頂きました、ご意見を踏まえた論点を記載させていただき、右側に検討主体の考え方を記載させていただいております。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、発表者6名、紙面による提出者5名の方から寄せられた意見については、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

なお、頂いたご意見については、論点別に「検証の進め方に関するご意見」、「ダムに対する賛否に関するご意見」、「立案等に関するご意見」、「その他のご意見」に分類して、示しておりますが、主なものを説明いたします。

まず1ページ目をご覧ください。「検証の進め方に関するご意見」では、「本明川の治水対策は河川整備計画ですすでに議論が尽くされている。」とのご意見がある一方、「検討の場の構成員や広報のあり方や、意見募集方法」等についてご意見を頂いております。これに対する検討主体の考え方として、「意見募集については、パブリックコメントを実施するとともに、関係住民からの意見を聴く場を諫早市内で2回開催し、さらに紙面での意見募集を行っており、インターネットの掲載の他に、流域の自治体にご協力いただき、地域の人が集まる役場や県庁舎、振興局等のロビーに今回の検証の報告書（素案）や意見募集要領を設置し広く知って頂くよう努めています。」という記載をしております。

2ページ目をご覧ください。これは、「ダムの賛否に関するご意見」でございます。

「他の案と比較してもダム案が最適であり、一刻も早いダム完成を望む。」、「気候や地形の状況から本明川ダム案に理解を示す。」、「環境を破壊するダムをコストで判断すべきではない。」、「水没される方々の気持ちを考慮し、ダムの早期完成を望む。」等のご意見

見を頂いているところでございます。

これらに対する検討主体の考え方と致しまして、「検証要領細目には、評価軸について、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本としてコストを最も重視し、時間的観点からの実現性、最終的には環境や地域への影響を総合的に評価すると規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っている。」旨を記載しております。

3 ページ目をご覧ください。ダムに対する賛否に関するご意見の続きでございますが、ここでは「本明川ダム地点は火山灰を含んだ凝灰角礫岩であり地質が悪く、また、活断層が通っている。」とのご意見を頂いております。これに対して、「本明川ダムを台形CSGダムとして計画するにあたり、基礎岩盤の性状等を踏まえ堤体設計を実施しており、その結果、河川管理施設等構造令73条第4号の規定により、ダムの堤体及び基礎地盤は必要な安全性を有していることを確認している。」また、「本明川ダムのこれまでの調査の結果、ダム敷き及びその近傍にダム築造上支障となる活断層は確認されていない。」旨の内容を検討主体の考え方として記載しております。

4 ページをご覧ください。立案に対する意見でございまして、パブリックコメントで提出された「7k000 付近から 3k400 付近までの河川敷の下に放水路を整備する案」について住民の意見を聴く場でも再度、意見の発表がございました。

こちらの意見については「呑口と吐口がほぼ同位置である治水対策案⑤は、河川管理施設等構造令に規定された構造を満足する範囲内で、ご提案の趣旨に相当する対策案と考えている。」旨を記載しているところでございます。

5 ページ目をご覧ください。5 ページ目はその他のご意見でございますが、「昭和58年の予備調査着手から30年経過しており、悩まされ、生活設計を狂わされた地域があることを理解して頂きたい。」等の意見も頂いているところでございます。

本明川ダム建設事業のこれまでの経緯をふまえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えております。以上で「関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」についての説明を終わらせていただきます。

司会)

ありがとうございました。

これまでの検証に係る検討を踏まえて作成致しました「検討報告書（素案）」について「学識経験を有する者」「関係住民」から頂きましたご意見と、そのご意見に対する検討主体の考え方について紹介をして頂きました。

それでは、構成員の皆様よりご質問あるいはご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

後ほどもご質問やご意見を賜る時間はございますので、何かございましたら、そのときに改めてご発言をお願いいたします。

それでは、次に「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について門間所長より説明をお願い致します。

長崎河川国道事務所長)

まず、「参考資料－３」をご覧ください。参考資料－３は、「学識経験を有する者」及び「住民意見」へ意見聴取を行った結果を踏まえて、前回、検討の場で示しました「検討報告書（素案）」から「検討報告書（原案）案」に修正したページを抜粋して、赤字で示した資料となります。

表紙から１－７ページまでは、「学識経験を有する者」及び「住民意見」へ意見聴取を行ったことや、今回の第３回の検討の場を行うことに伴う検討経緯等の修正、２－１～２－２７ページは、平面図等への縮尺目盛の追加等の修正、２－２８ページは、先ほど説明しました学識経験を有する者の意見を踏まえたソフト対策の記載を追加しているところでございます。２－２９～４－１２９ページまでは、先ほどと同じく、平面図等への縮尺目盛の追加や図表のタイトルなどの修正を行っております。

６－１ページ以降は、「学識経験を有する者」及び「住民意見」へ意見聴取の内容の追加に伴う修正となります。６－６～６－１１ページのパブリックコメントに寄せられた意見とそれに対する検討主体の考え方について、引用部分等を簡略化した表現に修正しております。また、これによりページ数が増加しております。

また、最後の７－１ページには、現時点での検討主体としての対応方針案について、対応方針（原案）として修正しております。

なお、対応方針（原案）については、今後、実施する「関係地方公共団体の長」への意見聴取を踏まえまして、「関係地方公共団体の長からのご意見」を付記して、事業評価監視委員会の意見を聞くこととなります。

「資料－５」をご覧ください。分厚い資料でございますけれども、これは先ほど「参考資料－３」でお示した修正箇所を反映した「検証報告書（原案）案」となります。また、「資料－６」は、検討報告書（原案）案の資料で、パブリックコメントや学識者のご意見等を掲載したものとなっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

司会)

ありがとうございました。

ただ今、説明がありました「検討報告書（原案）案」については、「関係地方公共団

体の長」の意見を聴くこととなりますので、これにつきまして河川計画課長より、説明をお願いします。

河川計画課長)

それでは説明をさせていただきます。

「参考資料－１」をご覧ください。

冒頭の説明でも触れましたが、ダム検証の実施要領細目に基づき、「本明川ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した「検討報告書（原案）案」について河川法第16条の2等に準じて赤線で示します「関係地方公共団体の長」への意見聴取を行うこととなります。

「参考資料－４」をご覧ください。

こちらが意見聴取の文書の写しとなっております。「検討報告書（原案）案」についてのご意見の回答を7月5日までをお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

また、河川法第16条の2では、都道府県知事が意見を述べようとする場合には、あらかじめ、関係市町村長様のご意見を聴いて頂くこととなっております。このため、長崎県知事様から関係市町村長にご意見を聴いたうえで回答頂くこととなっておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

なお、本日の検討の場終了後、検討の場の構成員の長崎県さまへ意見聴取の依頼文書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願い致します。

以上でご説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。本日は、議事のなかにもありましたように、学識者の意見、関係住民の意見を聴取した結果につきまして、検討主体の考え方を整理しまして報告しております。それらを踏まえまして、「検討報告書（原案）案」としてまとめてまいりました。それでは、本日のご報告全体を通じて、構成員の皆様よりご意見・ご質問などを頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

宮本市長)

ありがとうございました。本明川ダム建設事業の検討に関わる検討報告書の原案でございますが、これには、治水及び流水の正常な機能の維持の観点からダム案が優位であ

るというふうに記されておりました、私どものこれまでのいくつかの案を検討いたしましたけれども、諫早市の状況から見ますとダム案が最適ではないかという主張をこれまで続けて参りましたが、この主張と優位性が立証されたのではなかろうかというふうに思っております、極めて妥当といいますか、他に方法は無いだろうと、私は思っているところでございます。今後また、(原案)案で意見聴取や有識者会議などがあるんでしょうけれども、このところ事業が停滞をしていたと、環境アセスメントも最終段階で休止みたいな状況になっていたということを考えれば、大きな前進があったのではないかなというふうに思っております、この検証の場を経まして、また、新たな展開が開けていくものというふうに期待をしているところでございます。これまで、検討の場でも、申し上げて参りましたが、本明川の危険性というもの、それから、非常に水位が急激に上昇したり、異常に濁水になってみたり、濁水になると流水が維持できないということで、多くの魚類が犠牲になるというようなことがありましたし、ひとたび大雨が降りますとすぐ水位が、10分間で82cmとかとんでもない数値を示すのが、本明川でございまして、そういった意味におきまして、ダム案で、早く有識者会議をクリアしまして、早期に着工ができるよう、我々としても期待したいというふうに思います。先日も申し上げましたが、候補地となっております地元の皆様、非常に不安感を持っておられるという状況でございまして、私にも一度、説明会に来てくれというふうなことも言われております。近いうちにそういう機会を設けたいと思っておりますけれども、そのためには一定のこの検討の場の論議というものが必要だろうというふうに思っておりますので、そういった意味において、一歩でも進捗ができますことを期待したいというふうに思っております。そういうものをご勘案頂きまして、一定の手続きは必要ですので、その手続きの手法に則りまして、できるだけ早く結論を出して頂ければありがたいというふうに思います。私からは以上でございまして。

石塚副知事)

ありがとうございます。私どものほうからは、今、宮本市長様のほうからおっしゃっていただきましたこととかぶる部分があると思っておりますが、進めさせていただきたいと思っております。

この本明川におきましては、昭和32年、諫早大水害をはじめとしまして、これまでも幾度も洪水による氾濫を繰り返しております。その一方で、この沿川に住家が密集している、この市街地におきまして、河川改修単独による治水対策は困難であると考えております。

そういった観点から、河川改修とダムを併用しました総合的な治水対策というのは、待ったなしの喫緊の課題であると思っております。

加えまして、平成6年の濁水当時のように、ひとたび濁水になりますと河川の流量、

流水が枯渇をいたします。農作物の被害が発生いたしますと共に、魚類等の斃死など、農業用の既得用水、あるいは河川の維持流量等、流水の正常な機能の維持の確保が困難になります。このことから、ダムからの必要水量の補給は急務であると考えております。

このようなことから、県といたしましても、毎年、「政府施策要望」におきまして、国土交通大臣に対し、この本明川ダム建設事業の促進をこれまでも要望してきたところであります。

今回、ダム検証に係る報告書（原案）の中に、「本明川ダム建設事業については「継続」することが妥当である。」と対応方針をお示しいただいておりますが、これは極めて妥当な判断であると考えております。

今後、国におかれましては、速やかにダム検証に係る対応方針を決定いただき、ダム建設につきまして、促進を図っていただきたいと考えています。

その際、建設に当たりましては、今後とも住民の方々への説明責任を果たしていただきますと共に、環境アセスメント・環境影響評価書につきまして速やかに、かつ、適切な形で作成をしていただき、工期の短縮、あるいは、コストの縮減に努めていただきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、環境アセスにつきましては、手続きが途中でストップしたということもありましたが、その後の補足的な調査等もされていたと思います。この辺も含めまして、ぜひ適切な形で作成をしていただきたいというふうに考えています。

私どもの方からは以上でございます。ありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして予定した議事は終了させていただきます。

続きまして、4. その他に移ります。今後の予定につきまして、河川計画課長よりご説明をお願いします。

河川計画課長)

再度、「参考資料－1」をご覧ください。

本日、ご説明いたしました赤色で示しております「関係地方公共団体の長」への意見聴取が終わりますと、対応方針（原案）を記載した「検討報告書（原案）」を作成することとなります。

「検討報告書（原案）」作成後には、緑色で示すとおり、検討主体である九州地方整備局において「検討報告書（原案）」に記載した「本明川ダム建設事業の対応方針（原案）」について、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定し、その後、

国土交通本省へ検討結果の報告を行うこととなります。

以上でございます。

司会)

ありがとうございました。それでは只今のご報告をもちまして、本日予定しておりました全ての審議内容等を終了いたします。

それでは、最後に植田河川部長より、一言お願いいたします。

河川部長)

本日は、どうもありがとうございました。

それぞれ石塚副知事様、宮本市長様の方からご意見をいただきまして、いずれも今回のダム案有利というこの結論につきまして、極めて妥当であるという判断をしておられるということでございました。また、極力水没地の関係者の方々の気持ちも踏まえて、早期に結論を導き出して頂きたいというお話もございましたし、また、県の方からは環境アセスの手続きについて、これは結論が出てからということになろうかとは思いますが、決まった手続きに則って、肅々とやらなければならないんだらうというふうに思っております。この後の手続きにつきましては、先ほど、河川計画課長の方から説明がありましたけれども、まず県知事さんのご意見を伺いまして、そして、対応方針の原案を作ります。それを九州地方整備局の事業評価監視委員会に諮りまして、そこで意見を頂いたものが対応方針（案）ということで、九州地方整備局の中での手続きとしてはそれが最後というふうになります。その後、国土交通本省の方へこれを報告致しまして、本省の方で有識者会議で意見を伺った後、最後は国土交通大臣が方針を決定するという手続きになります。いずれに致しましても、予断を持たずという前提ではございますけれども、とにかく早く結論を出すということが、やはり極めて重要であろうと私どもも思っておりますので、しっかりと今後の作業を進めていきたいと思っております。どうぞこれからもまたいろいろとご支援を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます、ご挨拶ということにさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

司会)

それでは、これで第3回の検討の場を終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。